

<2026年3月28日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>店頭通貨バイナリーオプション取引説明書(外貨ネクストバイナリー)</b></p> <p>本説明書は、金融商品取引業者である株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭金融先物取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に<u>情報を提供</u>することが義務付けられている書面です。以下、同法第 2 条第 22 項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引のうち、店頭通貨バイナリーオプション取引について説明します。</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は、期限の定めのある取引であり、取引対象である通貨の価格等の変動により損失が生ずることがあります。また、価格変動が予想通りとなった場合には多額の利益が得られる反面、予想が外れた場合には多額の損失を被ることもあります。</p> <p>当社が提供する店頭通貨バイナリーオプション取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、および外貨ネクストバイナリー取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について... 1</p> <p>II. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明..... 10</p> <p>III. 店頭通貨バイナリーオプション取引説明ガイド..... 12</p> <p>IV. 店頭金融先物取引行為に関する禁止行為..... 29</p> <p>V. 店頭通貨バイナリーオプション取引の主な用語について..... 32</p> <p>VI. 当社の概要について..... 36</p> <p>(略)</p> <p><b>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド</b> (略)</p> <p><b>3. 口座開設について</b></p> <p>外貨ネクストバイナリー取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設のお申込みは、当社の店頭外国為替保証金取引『外貨ネクストネオ』（以下「外貨ネクストネオ」といいます。）口座の開設後にログイン可能となる「マイページ」にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター（0120-430-225）でお受けいたします。</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。そのため本口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>●外貨ネクストネオ口座を開設いただいていること。 ※本口座の開設後、外貨ネクストネオ口座または本口座のいずれかのみを指定して解約することはできません。</p> <p>●外貨ネクストバイナリー取引約款・本説明書および口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。<u>当社では取引約款・本説明書の交付、確認書等のご承諾は電磁的方法により行われますので、事前に電磁的方法により情報の提供が行われることに関してご承諾をお願いいたします。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>店頭通貨バイナリーオプション取引説明書(外貨ネクストバイナリー)</b></p> <p>本説明書は、金融商品取引業者である株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭金融先物取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に<u>交付</u>することが義務付けられている書面です。以下、同法第 2 条第 22 項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引のうち、店頭通貨バイナリーオプション取引について説明します。</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は、期限の定めのある取引であり、取引対象である通貨の価格等の変動により損失が生ずることがあります。また、価格変動が予想通りとなった場合には多額の利益が得られる反面、予想が外れた場合には多額の損失を被ることもあります。</p> <p>当社が提供する店頭通貨バイナリーオプション取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、および外貨ネクストバイナリー取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について... 1</p> <p>II. 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明..... 9</p> <p>III. 店頭通貨バイナリーオプション取引説明ガイド..... 11</p> <p>IV. 店頭金融先物取引行為に関する禁止行為..... 28</p> <p>V. 店頭通貨バイナリーオプション取引の主な用語について..... 31</p> <p>VI. 当社の概要について..... 35</p> <p>(略)</p> <p><b>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド</b> (略)</p> <p><b>3. 口座開設について</b></p> <p>外貨ネクストバイナリー取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設のお申込みは、当社の店頭外国為替保証金取引『外貨ネクストネオ』（以下「外貨ネクストネオ」といいます。）口座の開設後にログイン可能となる「マイページ」にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター（0120-430-225）でお受けいたします。</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。そのため本口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>●外貨ネクストネオ口座を開設いただいていること。 ※本口座の開設後、外貨ネクストネオ口座または本口座のいずれかのみを指定して解約することはできません。</p> <p>●外貨ネクストバイナリー取引約款・本説明書および口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。</p>

### 34. 取引報告書等の交付について

当社は、お客様が売買を行った場合、遅滞無く当該取引を証明する取引報告書を交付いたします。また取引口座の残高や入出金の履歴を証明する報告書を定期的に交付するものとします。その内容をよくご確認下さい。交付日から15日以内に連絡がなかった場合は、その内容についてご了承いただいたものといたします。

### 35. 書面の電磁的方法による交付又は徴求

当社は、原則として当社がお客様に交付または徴求する書面を電磁的方法（電子交付・電子徴求）により行います。

当社が電磁的方法により交付または徴求する書面は以下の通りです。

書面の記載内容についてのお問い合わせや、書面の交付による情報提供を請求する場合につきましては当社サポートセンター(0120-430-225または03-5733-3065)でお受けいたします。

- (1) 店頭通貨オプション取引についてのご注意
- (2) 契約締結前交付書面（本説明書）
- (3) 外貨ネクストバイナリー取引約款
- (4) 信託保全説明書
- (5) 店頭通貨バイナリーオプション取引に関する確認書
- (6) 個人情報取り扱い同意書
- (7) クイック入金サービス利用規約
- (8) 金融先物取引に関する確認書
- (9) 反社会的勢力でないことの確約に関する同意書
- (10) 外国 PEPs に該当しないことの告知書
- (11) 取引報告書
- (12) 取引報告書兼取引残高報告書
- (13) 損益計算書
- (14) その他当社が必要と認める書面

### 36. 取引内容の確認

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

### 37. 課税上の取扱い

店頭通貨バイナリーオプション取引を含め、個人が行った店頭金融先物取引で発生した利益(店頭通貨バイナリーオプション取引では購入したオプションの売却による差益およびペイアウト額をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭金融先物取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭金融先物取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗

### 34. 取引報告書等の交付について

当社は、お客様が売買を行った場合、遅滞無く当該取引を証明する取引報告書を交付いたします。また取引口座の残高や入出金の履歴を証明する報告書を定期的に交付するものとします。これらの報告等は原則として、電子交付によって行われます。その内容をよくご確認下さい。交付日から15日以内に連絡がなかった場合は、その内容についてご了承いただいたものといたします。

(新設)

### 35. 取引内容の確認

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

### 36. 課税上の取扱い

店頭通貨バイナリーオプション取引を含め、個人が行った店頭金融先物取引で発生した利益(店頭通貨バイナリーオプション取引では購入したオプションの売却による差益およびペイアウト額をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭金融先物取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭金融先物取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗

